



平成27年分の所得税・住民税の申告相談を実施しますので、各地区の指定された期日にお越しください。平日の申告相談に来られない方のため、2月21日⑥と3月6日⑦に休日受付を行いますので、ぜひご利用ください。

申告とは？

平成27年1月1日から12月31日までの所得を報告するものです。この申告を基に、平成28年度の町県民税を計算します。

申告が必要な人は？

平成28年1月1日現在、小野町に住民登録を行っている方で、平成27年中(平成27年1月1日から12月31日まで)に次の要件に当てはまる方

- ① 主な収入が給与または年金の方で、それ以外の収入があった方
- ② 営業、農業、不動産、配当などの所得があった方
- ③ 土地や建物を売った所得(譲渡所得)があった方
- ④ 医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方

- ⑤ 初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ⑥ 給与所得者で年末調整を行わなかった方

申告しなくてもよい人は？

- ① 収入が給与のみで、勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている方(給与支払報告書の提出がない方は申告が必要です)
- ② 収入が年金のみで、支払先から町に「公的年金等支払報告書」が提出されている方

申告に必要なもの

- ① 共通するもの
 - ・ 印鑑
 - ・ 通帳もしくは口座番号の分かるもの(申告者ご本人のもの)
- ② 給与・年金所得のある方
 - ・ 源泉徴収票
- ③ 営業・農業・不動産・配当所得のある方
 - ・ 収支内訳の明細が分かるもの(会計帳簿や領収書など)
- ④ 譲渡所得のある方
 - ・ 売買契約書
 - ・ 譲渡のために要した費用

申告相談日程

日	月	火	水	木	金	土
2/14	15	16	17	18	19	20
	荒町・中通 8:30~16:00	谷津作 8:30~16:00	延長日 (小野新町地区) 8:30~18:00	本町・仲町 8:30~16:00	横町・反町 大八 8:30~16:00	
21	22	23	24	25	26	27
地区指定なし 8:30~16:00	平舘・菖蒲谷 小野赤沼 8:30~16:00	雁股田・皮籠石 飯豊上 8:30~16:00	延長日 (飯豊地区) 8:30~18:00	飯豊中・飯豊下 吉野辺 8:30~16:00	浮金・小戸神 小野山神 8:30~16:00	

日	月	火	水	木	金	土
2/28	29	3/1	2	3	4	5
	夏井・湯沢 南田原井 8:30~16:00	塩庭一区 塩庭二区 上羽出庭 和名田 8:30~16:00	延長日 (夏井地区) 8:30~18:00	地区指定なし 8:30~16:00	地区指定なし 8:30~16:00	
6	7	8	9	10	11	12
地区指定なし 8:30~16:00	地区指定なし 8:30~16:00	地区指定なし 8:30~16:00	延長日 (地区指定なし) 8:30~18:00	地区指定なし 8:30~16:00	地区指定なし 8:30~16:00	
13	14	15	※受付時間 午前8時30分から午後4時まで 延長日(毎週水曜日は午後6時まで受付) ※休日受付日 2月21日⑥、3月6日⑦ ◆申告相談会場 役場第1会議室(役場となり車庫2階)			
	地区指定なし 8:30~16:00	地区指定なし 8:30~16:00				